

令和5年度 児童相談所における児童虐待相談への対応状況（宮崎県）

1 児童虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11	<180.0%> 1,136	<121.4%> 1,379	<141.6%> 1,953	<96.4%> 1,883	<97.9%> 1,843	<109.5%> 2,019	<88.7%> 1,791

(注) 上段< >内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,101	<109.1%> 133,778	<119.5%> 159,838	<121.2%> 193,780	<105.8%> 205,044	<101.3%> 207,660	<105.5%> 219,170	未公表

(注) 上段< >内は、対前年度比である。

※R4は速報値

2 虐待の経路別相談件数

(注) 上段()内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族						計	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	警察等
	虐待者本人			虐待者以外								
	父親	母親	その他	父親	母親	その他						
(100%) 1,791	(0.2%) 3	(0.8%) 15	(0.0%) 0	(0.6%) 11	(1.5%) 26	(1.1%) 19	(4.1%) 74	(1.0%) 18	(10.5%) 188	(0.9%) 17	(0.1%) 2	(52.1%) 933

都道府県		市町村			保健所	医療機関	児童福祉施設等		学校等		その他
児童相談所	その他	福祉事務所	保健センター	その他			保育所	その他	学校	その他	
(5.8%) 104	(0.2%) 4	(10.4%) 187	(0.1%) 2	(0.7%) 12	(0.1%) 1	(1.2%) 21	(1.3%) 23	(0.7%) 12	(7.7%) 138	(0.2%) 4	(2.8%) 51

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

「その他」は、匿名による電話やメールなど。

3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
令和5年度	(100.0%) 1,791	(22.8%) 408	(2.1%) 37	(16.1%) 289	(59.0%) 1,057
(参考) 令和4年度	(100.0%) 2,019	(25.3%) 511	(1.2%) 25	(18.0%) 364	(55.4%) 1,119

(虐待の定義)

身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

性的虐待：子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目でのDVなど

4 主たる虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%) 1,791	(45.6%) 817	(7.4%) 132	(44.1%) 790	(0.3%) 6	(2.6%) 46

(注) 「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、おじおばなど

5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
(100.0%) 1,791	(20.9%) 374	(25.1%) 450	(33.9%) 608	(13.3%) 239	(6.7%) 120

(上記1～5の数値は、「福祉行政報告例（統計法に基づく一般統計調査）」で厚生労働省に報告したものである。)